

# 外国人留学生のみなさまへ

在留資格は外国籍の方が日本に入国し、長期滞在するための資格になります。そのため在留資格を取得すること、失効しないことがとても大切です。日本在留中の活動が資格に合っているか、在留期限がいつか、など、在留資格の保持には注意をしてください。

外国籍の方が本学へ入学するためには、2023年4月1日時点で在留資格「留学」を取得している、もしくは取得申請中であることが必要です（在留資格「永住者」「定住者」「家族滞在」「特別永住者」を除く）。在留資格は個人に与えられる資格のため、選抜試験合格時点での資格の有無、種類、有効期間などが各自異なります。そのため現在、在留資格「留学」を持っていない方は取得する、有効期限が間近な方は更新するなど、入学前に有効な在留資格「留学」を取得してください。

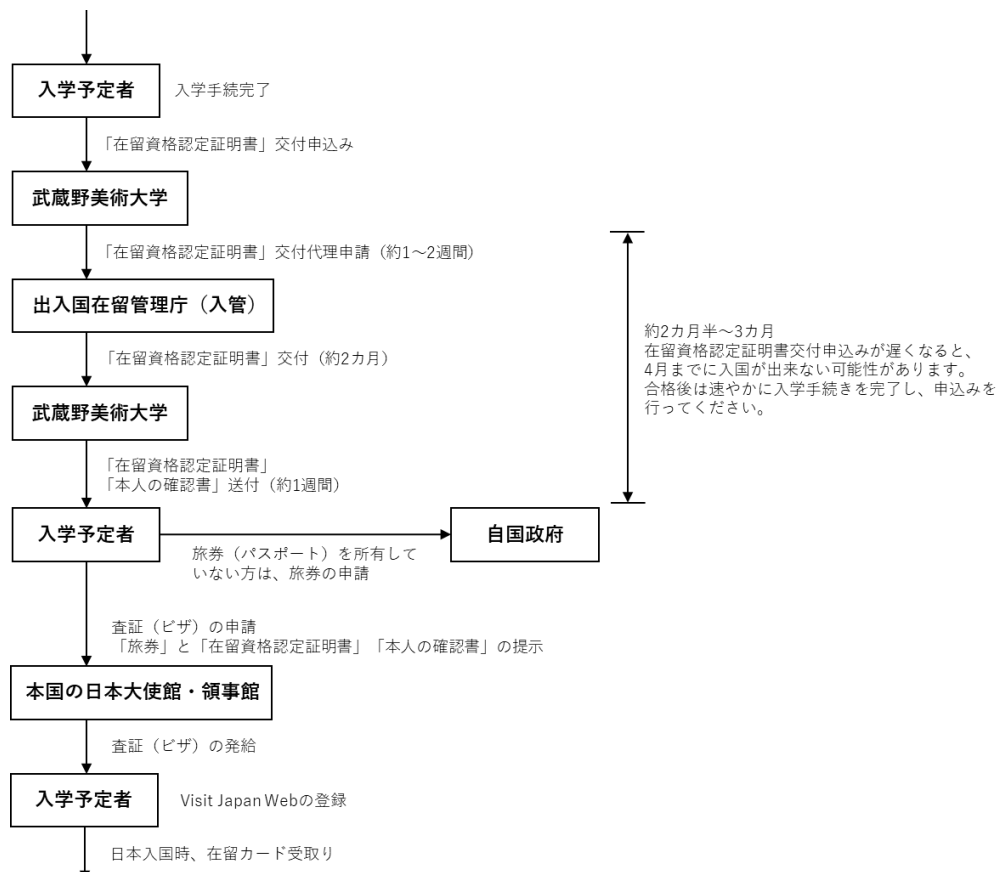
在留資格の取得、変更、更新などについて不明な点がございましたら国際チームまでお問い合わせください。

国際チームE-mailアドレス：[ryugaku@musabi.ac.jp](mailto:ryugaku@musabi.ac.jp)

## 1. 在留資格の取得・更新、入国について

### (1) 在留資格「留学」を有していない場合

在留資格「留学」を有していない入学予定者は、入学手続完了後、以下の手順で取得してください。申請には「在留資格認定証明書」の他、現在（2022年10月11日時点）は新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置のため、「水際対策強化に係る新たな措置（27）等での入国に係るファストトラック及びVisit Japan Webの利用に関する入国者の確認について（本人の確認書）」が必要です。



## 「在留資格認定証明書」と「査証（ビザ）」交付申込み

「在留資格認定証明書」とは、査証（ビザ）申請や日本に入国する時、速やかに手続きが行うことができるようになる証明書です。交付申込み申請は、入学予定者に代わり大学が出入国在留管理庁に代理申請をします。そのため、「在留資格認定証明書」交付を希望する方は、以下の方法で国際チームまで申込みをしてください。後日、出入国在留管理庁が交付した「在留資格認定証明書」等を大学から送付します。それらの書類が届いた後、各自で準備する書類と併せて、自国の日本大使館または領事館にて「留学」ビザ発給の申請をしてください。

なお、「在留資格認定証明書」の有効期限は記載されている作成日から3ヵ月です。そのためその日付から3ヵ月以内に日本に入国しなくてはなりません。

### ●「在留資格認定証明書」交付の申込方法

次のデータをメールに添付して、国際チームまで送信してください。

- 送信先E-mailアドレス： [ryugaku@musabi.ac.jp](mailto:ryugaku@musabi.ac.jp)
- メールタイトル： 在留資格認定証明書交付申込み【受験番号】+ 氏名

<送信データ>

(1)	在留資格認定証明書 交付申請書	下記から「在留資格認定証明書交付申請書」をダウンロードして、「申請人用(認定)P1～3」に必要事項を入力し、エクセル(xlsx)形式のまま送付してください。 URL： <a href="https://www.musabi.ac.jp/international/foreign_student/visa/freshman/">https://www.musabi.ac.jp/international/foreign_student/visa/freshman/</a> 
(2)	入学許可書	入学手続システムのマイページよりダウンロードしてください。
(3)	顔写真	JPEG形式。サイズ 480×360pixel
(4)	パスポート	顔写真、有効期限等記載ページの画像データを送ってください。
(5)	返送先の郵便番号・ 住所・氏名・電話番号	メール本文に記載してください。

### ●「査証（ビザ）」の申請方法

大学から届いた「在留資格認定証明書」「本人の確認書」と、留学生自身で用意する必要のある書類を合わせて、自国の日本大使館または領事館に申請してください。ビザの有効期間は発給の翌日から3ヵ月です。この期間内に来日して日本での入国審査を受ける必要があります。

- ・査証（ビザ）申請に必要な書類 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/visa6.html>
- ・査証（ビザ）申請書類ダウンロード <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/#section3>

### ●その他

- ・日本入国は「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置」に従ってください。
- ・「短期滞在」ビザからの在留資格変更について

「短期滞在」ビザで日本へ入国している者は、原則として日本国内で在留資格の変更が認められていません。各自、出入国在留管理庁に問い合わせてください。

・入学資格の取消しについて

留学の在留資格審査は法務省が行うものであり、不交付となる場合があります。

入学手続きを完了し、入学が認められた後でも「在留資格認定証明書」または「在留資格『留学』」が不交付となった場合は、入学資格が取消しになります。その場合、入学金以外の納付金の返還には応じられませんので、ご注意ください。

- ・「在留資格認定証明書」を送付する際の国際郵便料金は、本学で立て替えますので、入学後すみやかに国際チーム窓口で精算してください。

●入国前に必要な水際対策

- ・日本で定められたワクチンの3回目接種済証明書または出国前72時間以内の検査の受検と「陰性」証明書の取得  
※日本で定められたワクチン [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border\\_vaccine.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html)
- ・Visit Japan Webサービスの登録

●日本に到着した時（空港）

①在留カードについて

新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港より入国した場合には、上陸許可後に空港で在留カードが交付されます。その他の空港から入国した場合は、パスポートに上陸許可の証印が押され、その近くに「在留カード後日交付」と記載され、在留カードは住居地届け出後に郵送となります。

**在留カードは日本に在留中、常に携帯し提示を求められた時は提示しなければなりません。違反した場合は罰金等処罰される場合があります。**

**交付された在留カードの番号、在留期間等を本学から出入国在留管理庁に登録します。そのため入学後、国際チームへ在留カードを提示しに来てください。**

②資格外活動許可申請について

「留学」の在留資格で新規入国（在留期間3ヶ月の場合を除く）が決定した者は、入国時空港において資格外活動許可申請ができます。留学中の学費や生活費を補うために、アルバイト(part-time job)を希望する人はこの申請を行ってください。アルバイト(part-time job)は、週28時間以内（夏季・冬季および春季休業中は、1日8時間以内）の範囲で許可されます。

(2) 在留資格「留学」を有している場合

各自で在留期限を確認し、在留期限の1か月～2か月前までには出入国在留管理庁で在留期間更新許可申請をし、在留資格を失効しないようにしてください。申請は在留期限の3か月前から行えます。

入学前に申請を行った場合、許可される在留期間が短くなり、入学後、数か月のうちに再度申請を行う必要が生じます。そのため更新後の在留期限にも注意してください。

在留期限まで残り日数がある、留年や休学をしていない、成績が不良ではない方を対象に授業期間中は毎月1回、受付期間を決めて国際チームで代理申請の受付も行います。

申請の方法や代理申請の受付については入学後の留学生オリエンテーションで説明します。

①出入国在留管理庁（入管）に提出する書類

以下の書類等をそろえて、出入国在留管理庁（入管）で手続きを行ってください。

	必要書類	注意事項
(1)	在留期間更新許可申請書 申請人等作成用 1～3	出入国在留管理庁ホームページよりダウンロード
(2)	在留期間更新許可申請書 所属機関等作成用 1～2	国際チーム発行後、返送先に郵送 (下記②国際チーム発行書類の申請方法参照)

(3)	「入学許可書または在学証明書」と「履修登録証明書」	入学前：入学許可書（入学手続システムよりダウンロード） 入学後：在学証明書と履修登録証明書（教務チームに請求）
(4)	パスポート	原本（コピー、画像は不可）
(5)	在留カード	
(6)	在留中の経費支弁状況を立証する資料	通帳やアプリの出入金記録のコピー（最長1年分）
(7)	手数料納付書	収入印紙 4,000 円分を郵便局で購入し貼付
(8)	入学前に在籍していた学校の「卒業証明書または退学証明書」と「成績証明書」	
(9)	入学前に在籍していた日本語学校の出席率証明書	日本語学校に在籍していない場合は不要

## ②国際チーム発行書類の申請方法

「在留期間更新許可申請書 所属機関等作成用」は国際チームで発行しますので、以下のデータをメールに添付して、国際チームまで送信してください。

- 送信先E-mailアドレス： ryugaku@musabi.ac.jp
- メールタイトル： 在留期間更新許可申請書交付申込み【受験番号】+氏名

<送信データ>

	送付書類	注意事項
(1)	在留カード	表裏両面の画像データを送ってください。
(2)	パスポート	顔写真、有効期限等記載ページの画像データを送ってください。
(3)	返送先の郵便番号・住所・氏名・電話番号	メール本文に記載してください。

## (3)「留学」以外の在留資格を有している場合

在留資格「特定活動」「技術・人文知識・国際業務」などを有する方は「留学」への資格変更を行ってください。「永住者」「定住者」「家族滞在」「特別永住者」を有する方は、「留学」への変更は必要ありません。

## 2. その他の在留手続きについて

### ①住居地の届け出

住居地を定めてから、**14日以内に住居地の市区役所の窓口へ届け出てください。**正当な理由なく、新規上陸後、90日以内に住居地を届け出なかった場合、在留資格が取り消されることがあります。

### ②国民健康保険の加入手続

**日本では、在留資格「留学」を取得している外国人留学生にも、国民健康保険への加入が義務づけられています。**

住居地の市区役所で加入手続きが行えますので、住居地の届け出と共に行ってください。国民健康保険の加入により、医療費は3割の負担となり、所得が一定額未満であると認められた場合は、保険料の減額制度が適用されます。詳細は、住居地の市区役所の窓口で確認してください。

### ③国民年金への加入手続

### 日本国内に住んでいる20歳から60歳までの人は、国民年金への加入が義務づけられています。

国民年金は、3つの年金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金）に区分されます。そのうち障害基礎年金は加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間支給されます。これは帰国してからも生涯支払われるので、留学生にとっても関係が深い年金です。国民年金の保険料は、月額16,590円（2022年度）ですが、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は、学生納付特例制度を利用でき、保険料の納付が猶予されます。ほとんどの留学生は、この制度を利用できますので、在学期間中は保険料を支払うことなく国民年金に加入できます。詳細は、住居地の市区役所の国民年金担当窓口で確認してください。

#### ④所属機関の変更手続きについて

本学に入学する前に日本国内の大学、専門学校、日本語学校等に在籍していた方は本学に所属機関が変更になった手続きが必要です。

手続きの方法は出入国在留管理庁のHP内、「各種手続 → 各種手続案内 → 在留管理制度に関する手続 → 所属機関等に関する届出手続 → 活動機関に関する届出手続」を参照してください。

## 3. 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険料の加入について

### （略称：「インバウンド付帯学総」）

本学に入学する外国人留学生（在留資格が「留学」の方）は全員加入してください。この保険は入学時に全員加入となる「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」だけではカバーできない病気や事故及び第三者への賠償責任等を幅広く補償します。下記、「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」のご案内を確認し、加入手続きを行ってください。

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険 【英語版】 【中国語版】 【韓国語版】

## 4. 住宅支援について

### (1)下宿・アパート

日本では賃貸借契約を締結する場合、皆さんが借家人としての責任を果たせなかった場合、代わりにその責任を負う連帯保証人が必要ですが、株式会社リロケーション・ジャパンでは連帯保証人なしで部屋を借りることができます。

詳細は、下記の連絡先までお問い合わせください。（中国語・韓国語・英語対応可）

<問い合わせ先>株式会社 リロケーション・ジャパン 留学生支援グループ

電話：03-5312-8757

E-mail：ryugaku@relo.jp

URL：http://www.relonetfuture.jp/

### (2)学生寮

本学では留学生が保証人なしで契約できる学生寮（食事付き）の紹介をしています。

見学、入寮申込みなどお問い合わせは、下記の連絡先までお願いします。（中国語・韓国語・英語対応可）

<問い合わせ先>株式会社 共立メンテナンス 学生寮事務局

E-mail：int@gakuseikaikan.com

## 5. 外国人留学生を対象とした奨学金

在留資格が「留学」の私費外国人留学生を対象とした奨学金等は、本学のホームページ「留学生向け奨学金」を参照してください。

URL : [https://www.musabi.ac.jp/student\\_life/tuition/scholarship/foreign/](https://www.musabi.ac.jp/student_life/tuition/scholarship/foreign/)

#### ※留学生受入れ促進プログラム予約制度 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者の方へ

給付予約者の方は、日本学生支援機構へ入学先の報告を行い、日本学生支援機構から交付された「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書」のコピーを、下記の提出期限までに提出してください。

提出期限：2023年4月15日（土）

提出先：1号館2階 国際チーム

※学習奨励費の受給にはゆうちょ銀行の口座開設が必要です。口座をお持ちでない方は「ゆうちょ口座開設アプリ」、またはゆうちょ銀行窓口で、申込みを行ってください。

## 6. 留学生オリエンテーション

4月に留学生を対象としたオリエンテーションを実施します。新入外国人留学生は、必ず参加してください。日本での生活のなかでの注意点や、日本での就職活動など外国人留学生にとって大切なことを説明します。開催日時や実施方法は、3月中旬に本学webサイトにてお知らせする予定ですのでご確認ください。

## 7. 日本語科目の履修について

※市ヶ谷キャンパス通学及び博士後期課程在籍の留学生を除く

### (1) 日本語プレースメント・テスト

在留資格が「留学」の外国人留学生は入学手続き時に提出された日本留学試験（EJU）または日本語能力試験（JLPT）の成績（日本語スコア）にもとづいて日本語能力を初級・中級・上級にレベル分けします。初級と定められた学生は、入学初年度に初級日本語科目の授業が自動的に履修登録され、受講しなければなりません。日本語スコアによって初級と定められたが中級以上の再認定を希望する場合と、**日本語スコア未提出の場合は**日本語プレースメント・テストを受験してください。なお、日本語スコア未提出かつプレースメント・テスト未受験の場合、自動的に初級クラスに登録されます。

日本語スコア		履修科目レベル	プレースメント・テスト
日本留学試験（EJU）	日本語能力試験（JLPT）		
300点以上	N1合格	上級日本語	受験不要
250～299点	N2合格 (総合得点120点以上)	中級日本語	
249点以下	N2合格 (総合得点119点以下)	初級日本語	中級以上の再認定を希望する場合は要受験
日本語スコアが提出できない学生		<b>プレースメント・テストの得点で決定</b>	要受験

※日本留学試験は、日本語科目（記述を除く）400点満点のスコアを参照します。

### ●日本語プレースメント・テスト受験方法

プレースメント・テストは、Webで受験するテストになります。

・受験の流れ

①受験希望者は、専用フォームからエントリーをしてください。

エントリー期間：2023年2月1日(水)～2月17日(金)午後5時

専用フォーム：<https://forms.gle/kdQQzq4tU6hhJzf7A>

受験期間：2023年3月1日(水)～3月7日(火)



②エントリー者には受験に必要なID・パスワードをメールにて送付します。

③受験者は、受験期間内に、各自プレースメント・テストを受験してください。

※プレースメント・テストは再受験できません。

※一般選抜合格者でエントリー期限後に入学手続きを終え、受験を希望する方はryugaku@musabi.ac.jpへご連絡ください。

(2)「初級日本語」の履修について

初級レベルと定められた学生は、前期2科目、後期2科目の「初級日本語」が自動的に履修登録され、受講が義務づけられます。中級レベル以上と定められた方は、各自の希望に応じて履修登録をしてください。

8. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る水際対策の強化等について

現在、日本では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために水際対策の強化に係る措置を実施しています。水際対策の強化に係る措置により、「査証(ビザ)」の申請方法や、入国手続きに変更が生じており、今後も感染拡大状況により措置が継続される可能性があります。最新の情報は日本国外務省、出入国在留管理庁、厚生労働省、本学のホームページでお知らせしていますので、随時ご確認ください。